

熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく排水基準

1 排水施設

No	業種及び排水施設
1	米粉製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗米施設 ロ 浸漬施設 ハ 湿式製粉施設 ニ ろ過施設
2	給食の用に供する施設（1日の給食能力が二千食以上のものに限る。）であって、次に掲げるもの イ 食器洗浄施設 ロ 調理施設
3	チップ製造業の用に供する湿式チッパー
4	塗装水洗ブース施設
5	金属の洗浄及び表面処理施設（酸又はアルカリによるものを除く。）
6	めっき施設（電気メッキによるものを除く。）
7	小規模し尿処理施設

備考1 小規模し尿処理施設は平成20年4月1日に追加。

備考2 小規模し尿処理施設とは、建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算出した処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽で、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例(昭和47年熊本県条例第63号)別表第1に掲げる区域に汚水等を排出するものに限る。